

政治 4 国際 6 7  
経済 8 9 小説 10  
気流 10 解説 13 文化 16  
家庭・教育 18 25 27  
スポーツ 21 22 23  
商況 28 29 暮・将棋 6

発行所 読売新聞東京本社 〒104-8243 東京都中央区銀座6-17-1 電話(03)3242-1111(代) www.yomiuri.co.jp

# 讀賣新聞

2011年(平成23年)

11月16日水曜日



イレッサ訴訟の東京高裁判決を受け、記者会見する原告団長の近沢昭雄さん(右端)ら原告・弁護団(15日午後、東京・霞が関で)=鷹見安浩撮影

イレッサ  
■イレッサ 英アストラゼネカ社が開発した錠剤の経口薬。肺がんの約8割を占め、治療困難な非小細胞がんに使用される。日本では2002年1月の承認申請から5か月余りで、輸入が承認された。「副作用が少ない夢の新薬」との評判から急速に使用が広まつたが、間質性肺炎などの副作用が問題となつた。ただその後、特定の遺伝子変異のある患者の治療効果が大きいことが判明。現在は年間8000人前後に新たに投与されている。

◆イレッサ訴訟判決の骨子  
▷副作用の存在を考慮しても、イレッサには有用性があった  
▷イレッサ承認時に副作用報告で判明していた死亡症例には、いずれもイレッサとの因果関係を搖るがす症状などが存在していた  
▷間質性肺炎が添付文書の「重大な副作用」欄の4番目に記載されていても、欠陥があったということはできない  
裁判の判決はともに企業責任については判断が分かれていった。初の高裁判決で国、企業双方の責任が否定されたことで、抗がん剤の副作用に対する国などの救済の動きにも影響しそうだ。

この日の判決はまず、肺がんは死者が年間6万人を超える極めて死亡率が高い病気で、特に重篤な症例に使用されるイレッサには「副作用を考慮しても有用

## イレッサ副作用死

肺がん治療薬「イレッサ」(一般名:ゲフチニブ)の副作用を巡り、服用後に重い肺炎で死亡した患者3人の遺族が、承認した国と輸入販売元の製薬会社「アストラゼネカ」(大阪市)に計7700万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審で、東京高裁は15日、国と同社に賠償を命じた。審・東京地裁判決を取り消し、請求を棄却する原告側敗訴の判決を言い渡した。園尾隆司裁判長は「承認時には、副作用と死亡症例に因果関係があつたとまでは認められず、添付文書に記載された副作用の注意喚起に欠陥があつたとはいえない」と述べた。原告側は上告する方針。△判決要旨37面、8か月で逆転39面、関連記事3面▽

## 東京高裁 逆転判決 注意文書欠陥なし

# 国・製薬会社の責任否定

性がある」と指摘。肺がんは症状や投与される薬剤の種類が多く、副作用の間質性肺炎は他の抗がん剤などでも発症するため、「間質性肺炎の発症とイレッサ投与との因果関係の認定は困難だ」とした。

これを踏まえ、イレッサは「承認されたイレッサは服用後に深刻な呼吸困難をもたらす間質性肺炎の患者が相次ぎ、厚生労働省によると、今年9月末現在で843人が『副作用死の疑いがある』と報告されている。東京、大阪両地

裁判の結果、「いずれもイレッサとの因果関係の認定を搖るがす症状などが存在していた」と判断した。

その上で、医師向けの説明前に記載するなどして、医師らが死亡の可能性を認めたことは言えない」と結論づけた。

対象者が専門医であることを踏まえれば、欠陥が

あること、(添付文書を読む)

ことや、1~3番目も重篤な副作用で死亡の恐れがあ

ること、(添付文書を読む)

こと、(添付文書を読む)

こと、(添付文書を読む)